

## 5. 施策の推進に向けて

### 5-1. 市民、事業者、行政の協力、協働

住宅マスタープランは、今後の稚内市における住宅施策の基本方向を示したものです。

良好な住宅、住環境の形成を実現するためには、行政のみならず、市民、事業者、行政の3者の協力、協働が必要です。

そのための市民、事業者、行政の役割は、以下のとおりです。

#### ①市民の役割

市民は、これから稚内の魅力的な住宅、住環境を育てていく主役です。市民が、住宅マスタープランの理念、目標に賛同するとともに、良好な住まいづくりに関心を持ち、住宅の改善や庭づくりなどを通して、「住まい手」として稚内の住宅、住環境づくりに参加することが求められます。

#### ②事業者の役割

住宅づくりは、工務店、ハウスメーカー、不動産会社などの住宅関連の事業者と、福祉など住まい関連サービスを提供する事業者などの共同作業で実現されます。

市民の住まいに対する要望は、単に住宅の規模（広さ・間取り）だけではなく、高齢化への対応など多様化しており、これらに応えることのできる質の高い住宅供給、サービスの提供が求められます。

#### ③行政の役割

行政は、国、北海道の各種住まいの情報提供や公共賃貸住宅の供給を通じて、市民の多様な住まいに対する需要に応えるとともに、より良い住まいづくりに向けた市民の意識啓発に努めています。

事業者に対しては、稚内の住宅施策を牽引する立場として、行政が入手する住宅施策に関する情報を適切に提供するとともに、事業者による情報交換などを通して、意識啓発を図っていきます。

また、まちなか居住推進計画や、高齢者安定居住計画など、住宅マスタープランに基づく事業推進計画の策定を通し、施策の着実な推進と実現を図ります。

### 5-2. 計画見直し方針

本計画の計画期間は、平成18年度から27年度までの10カ年です。ただし今後社会・経済情勢の変化等に応じ、必要な見直しを行うこととします。